

令和 4 年度

自治基本条例の運用状況検証結果報告書

(案)

検証の対象年度 令和 3 年度

検 証 条 項	第 4 条	生活に関する権利
	第 5 条	子どもの権利
	第 6 条	個人情報
	第 7 条	参加に関する権利
	第 8 条	自立と自律
	第 9 条	まちづくりへの参加
	第 10 条	町民、行政及び議会との協働
	第 11 条	互いの権利を守る責任
	第 12 条	ふるさとと地球を守る責任
	第 13 条	役割と責任
	第 14 条	行政の執行
	第 15 条	町民との関係
	第 16 条	苦情・相談への対応
	第 17 条	情報公開と説明責任
	第 18 条	危機管理
	第 30 条	行政評価
	第 31 条	情報公開・情報共有
	第 32 条	附属機関等における委員の公募
	第 33 条	参加の保障
	第 37 条	まちづくり組織
	第 38 条	まちづくり組織とおいらせ町

令和 5 年 3 月

おいらせ町自治推進委員会

自治基本条例第39条の規定に基づき、本条例の運用状況を検証するため、令和4年5月23日から令和5年3月14日にかけて5回の自治推進委員会を開催し、検証を行いましたので、その結果を報告します。

1. 町民の権利 第4条 生活に関する権利

町民の生活に関する権利が守られているかどうかについて検証した。本条は、町民には心身ともに健康で安全な生活を送る権利、豊かな自然環境のもとで生活する権利、経済的に不安なく人間らしい生活を送る権利、自由に移動し自由に学ぶ権利があることを確認するものである。

【検証結果】

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。

【参考意見】

- ・おいらバス導入は「自由に移動する権利」の擁護につながったといえる。
しかし、町民からの視点だけでなく、運送業務の民間事業者からの視点もしっかりと考慮したうえで運用してほしい。
- ・経済的不安の無い生活について、町民が個人としてできることは限られてくる。支援者につなげることが重要と思われる。

2. 町民の権利 第5条 子どもの権利

子どもの『健やかに成長する権利』が守られているかどうかについて検証した。本条は、将来の町を担う大切な「宝」である子ども達を、地域社会がいっしょになって育もうという意識をあらわすものである。

【検証結果】

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。

【参考意見】

- ・子どもの数が減少傾向にあり、とりまく環境が変わったことを感じる。
- ・親の権利と子どもの権利は両方大事だが、実際には親の都合に子どもが合わせざるを得ない場合もあるのではないか。

3. 町民の権利 第6条 個人情報

個人情報の保護や、プライバシーの尊重がなされているかどうかについて検証した。本条は、行政や町民同士が、互いの個人情報やプライバシーを尊重しあい、守ることを定めたものである。

【検証結果】

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。

【参考意見】

- ・職員の顔写真掲載をやめたことにも、個人情報保護の観点がある。
- ・安否確認の訪問を、プライバシー侵害のように受け止められ難い。

4. 町民の権利 第7条 参加に関する権利

町民のまちづくりに参加する権利が守られているかどうかについて検証した。本条は、町民には、まちづくりへ参加するために必要な情報を得ることができる権利等があることを定めたものである。

【検証結果】

- ・行政による参加の機会は十分に設けられている。

【参考意見】

- ・参加のための一歩として、集まりやすい環境整備は大事だと感じる。
- ・スマートフォンから情報を得る人が増えた。スマートフォンは、今後の情報発信の要になる。

5. 町民の権利 第8条 自立と自律

町民がまちづくりの主体であるという意識を持ち、発言と行動に責任を持っているかどうかについて検証した。本条は、町民が自立と自律の精神を持つことが原則であると確認するものである。

【検証結果】

- ・地域の自主性という考え方が、まだ浸透しているとは言えない。

【参考意見】

- ・おいらせ町が良い町であり、行政サービスが厚く行われていることもあり、町民が深刻には困っていないことを理由として、共助の取組みが活性化しない向きもあるのではないか。
- ・空き家管理など管理者が自主的にやるべきものについて、行政が窓口になっている印象がある。

6. 町民の権利 第9条 まちづくりへの参加

町民が地域活動やボランティア活動など自主的なまちづくり活動を行っているかどうかについて検証した。本条は、町民には、自主的な活動によって暮らしやすい地域社会をつくるという役割があることを定めたものである。

【検証結果】

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、役割を果たしている。

【参考意見】

- ・個人の生活が優先され、まちづくりを代表する町内会への加入者は減少傾向にある。

7. 町民の権利 第10条 町民、行政及び議会との協働

町民が行政や議会に関心を持ち、協働の意識を持ってまちづくりをすすめているかどうかについて検証した。本条は、町民が協働のまちづくりを進めるために、自ら学ぶことが大切であることを確認するものである。

【検証結果】

- ・協働の意識を持った町民はいる。しかし、協働という言葉が難しい。

【参考意見】

- ・協働の原点は、「自分ごと」として意見し、活動することではないか。
- ・町民としてまちづくりを考える前に、近所との会話や地域の共同作業が減少傾向にあり、人間関係が難しくなったと感じる。

8. 町民の権利 第11条 互いの権利を守る責任

町民が互いを尊重し、権利を守るという意識を持っているかどうかを検証した。本条は、町民一人ひとりの権利が守られた社会をつくるために、行政や議会だけでなく、町民同士が互いの権利を尊重して生活するよう努力することを定めたものである。

【検証結果】

- ・ある程度の権利は互いに守られている。さらに互いを尊重する意識を広めるためには、啓蒙活動が必要である。

【参考意見】

- ・町民同士でお互いを把握する、互いを知り合うというようなことが、個人情報保護のために難しくなっている。世代間の感覚も差が広がった。

9. 町民の権利 第12条 ふるさとと地球を守る責任

町民がふるさとの歴史や文化を重んじ、環境保護への意識を持っているかどうかを検証した。本条は、町民が、先人が築いた歴史と文化を大切に守ること、豊かな自然環境を次の時代に引き継ぐこと、温暖化を防ぐために行動する等、美しい地球を未来へ手渡すことを努力する義務を定めたものである。

【検証結果】

- ・環境問題について、町民は、環境保護への意識を持っている。資源集団回収等の取り組みを継続していくことが必要である。

【参考意見】

- ・歴史と文化を守るという観点で今のコロナ禍は伝統芸能の継承に大きな影響を与えていると思う。人の集まりが無くなっている。
- ・ごみ分別のマナーについて、町内会が負担を強いられている面もある。

10. 行政の役割と責任 第13条 役割と責任

町民の権利を守るという考え方を阻害するような行政行為がなかったかどうかを検証した。本条は、自治体の代表者たる町長や、町民のために働くおいらせ町職員が、公正かつ誠実に職務にあたらなければならないことを定めたものである。

【検証結果】

- ・条項の理念を阻害するような行政行為は確認されなかった。

【参考意見】

- ・職員の資質について大きな問題は感じられない。

11. 行政の役割と責任 第14条 行政の執行

健全な財政運営を実現する必要性を行政が理解しているか、町長や町職員が自らの資質を向上させる取り組みをしているかどうかについて検証した。本条は、行政は効率的で開かれた予算執行を行うことで、より健全で透明な行財政運営を実現する必要があることを定めたものである。

【検証結果】

- ・一定程度の取組みは行われており、役割を果たしている。

【参考意見】

- ・職員は研修をしっかりとやっていると感じる。

12. 行政の役割と責任 第15条 町民との関係

行政が、町民と対等の視点に立っているかどうかについて検証した。本条は、町長等や町職員が町民と対等の立場に立って職務のあり方を考えることを定めたものである。

【検証結果】

- ・おおむね、自治基本条例に沿った運用がなされている。

【参考意見】

- ・町民目線で考えると、庁舎は統一した方が望ましい。また、おいらせ病院も津波浸水区域から移転の必要がある。

1.3. 行政の役割と責任 第16条 苦情・相談への対応

行政が、町民からの苦情相談について、適切に対応できているかどうかについて検証した。本条は、町民からの苦情相談に迅速に対応するよう、行政としての責任を明確にしたものである。

【検証結果】

- ・自治基本条例にある責任は、おおむね果たされていると思われる。

【参考意見】

- ・町民意識調査で出ている自由意見についても、行政の参考としてほしい。

1.4. 行政の役割と責任 第17条 情報公開と説明責任

行政が情報の公開と提供に努めているかどうかを検証した。本条は、町の施策の立案から実施、評価までの情報を積極的に公開・提供することで、多くの町民に分かりやすく説明する責任があることを定めたものである。

【検証結果】

- ・行政はおおむね、情報を積極的に公開し、提供に努め、多くの町民に分かりやすく説明している。

【参考意見】

- ・昨年度と同様の成果は出ていると考える。

1.5. 行政の役割と責任 第18条 危機管理

行政の危機管理に不足している分野がないかどうかについて検証した。本条は、行政が町民の生命及び財産を守るため適切な対策を講じるよう定めたものである。

【検証結果】

- ・自治基本条例に沿った対策は、ある程度なされている。

【参考意見】

- ・明神山防災タワーの活用、ハザードマップの更新など、周知して取り組むべき事項は多い。

16. まちづくりのしくみ 第30条 行政評価

町の事業について、結果を評価して次年度以降の事業に活かす取り組みができていくかどうか、評価作業に町民が関わることのできる体制を整えているかどうかを検証した。本条は、行政が効率的な行政運営を行うため、事業評価作業に町民が関わることのできる体制を整えることを定めたものである。

【検証結果】

- ・町の事業を評価する作業に町民が関わるための体制づくりについて、行政の努力は一定程度なされている。

【参考意見】

- ・縮小する事業の評価方法など、分かりやすく周知してほしい。

17. まちづくりのしくみ 第31条 情報公開・情報共有

行政が、苦情や相談に対処した結果を、可能な限り公開しているかどうかについて検証した。本条は、行政に関する情報公開について、広報やホームページの公開に加え、委員会や附属機関の公開などで情報共有を進めることなどを定めたものである。

【検証結果】

- ・情報公開については、ホームページ及び広報紙で公開がなされている。
- ・苦情や相談について、可能なものは公開されている。

【参考意見】

- ・多数の資料がホームページで公開となっているが、インターネット環境が無い人などはホームページのみで公開されても閲覧できないのではないだろうか。

18. まちづくりのしくみ 第32条 審議会等における委員の公募

附属機関や懇談会等の委員について、一般町民から公募をしているかどうかについて検証した。本条は、町民の参加を保障する観点から、町の計画や施策を検討する委員選考にあたって公募を行うことを定めたものである。

【検証結果】

- ・公募は行われているが、公募可能なものをさらに拡大するよう求める。

【参考意見】

- ・公募しても手を挙げる人がいなかった以前と異なり、今は応募者がいる。今後も公募の拡大に力を入れてほしい。

19. まちづくりのしくみ 第33条 参加の保障

町民が町長や町職員と直接意見交換のできる機会を設けているかなどを検証した。本条は、行政が町民と直接意見交換する機会を設けること、パブリック・コメントの機会を設けることを定めたものである。

【検証結果】

- ・行政との直接対話の機会や、パブリック・コメントの機会は設けられている。

【参考意見】

- ・検証年度では実績が少なかったが、コロナ禍が収束していくにつれ、変化していくのではないか。

20. まちづくり組織 第37条 まちづくり組織

まちづくり組織が創設されやすい環境になっているかどうかについて検証した。本条は、まちづくり組織が協働のまちづくりの基盤となることを定めたものである。

【検証結果】

- ・まちづくり組織を結成する前段階にある地域では、町民の理解が進んでいるとは言いきれない。

【参考意見】

- ・他の町内会と手を組んで広域的に何かをやろうと考える町内会は少ないのではないか。
- ・町内会に入らないという選択肢もある中、町内会で新しい活動をするこ
とや自分の負担が増えることに否定的な会員も増えているのではないか。

21. まちづくり組織 第38条 まちづくり組織とおいらせ町

行政が、まちづくり組織が活動しやすいよう、資金など必要な支援を行っているかどうかについて検証した。本条は、まちづくり組織が活動しやすいよう、行政が必要な支援を行うことを定めたものである。

【検証結果】

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、必要な支援がなされている。

【参考意見】

- ・高齢になり町内会を抜けるというケースも増えている。町内会に加入するメリットが見えにくい面があるのではないか。仕事をしつつ町内会に関わることは難しい。制度そのものを見直す時期なのではないか。

以上、検証結果の報告とします。

なお、運用条項検証資料については、別紙をご参照ください。

令和 5年 3月

おいらせ町自治推進委員会

委員長 福原 仁一

副委員長 道川 正

委員 竹内 かつ子

委員 地葉 レイ子

委員 川澄 忠男

委員 小笠原 伸也